

国家資格 電気通信主任技術者試験の種類と科目及び出題範囲例			
〔伝送交換主任技術者〕		〔線路主任技術者〕	
項目	細目	項目	細目
◎電気通信システム			
電気通信工学の基礎	電気工学の基礎 通信工学の基礎		
電気通信システムの概要	電気通信システムの基礎理論 電気通信システムの構成		
◎専門的能力 (下記専門分野のうちいずれか1分野を選択する)			
伝送	アクセスネットワーク技術 バックボーンネットワーク技術 有線伝送工学 デジタル伝送設備 光ファイバ伝送設備 伝送路網設計	通信線路	通信線路伝送工学 通信ケーブル設備 通信線路伝送技術 通信線路監視技術 電磁的妨害対策 アクセス系線路設計 中継系線路設計
無線	無線伝送工学 デジタル無線設備 衛星通信設備 移動通信設備 置局設計 無線設備設計		通信土木 通信土木工学 通信用管路、マンホール設備 通信用とう道設備 耐震設備 通信土木設備設計
交換	アクセスネットワーク技術 バックボーンネットワーク技術 デジタル交換設備 ATM交換設備 IPネットワーク交換技術 交換網設計	水底線路	通信線路伝送工学 水底ケーブル設備 水底線路中継伝送技術 水底線路監視技術 敷設、埋設技術 水底線路設計
データ通信	バックボーンネットワーク技術 ハードウェア技術 ソフトウェア技術 データ通信システム設計 データ通信設備設計		
通信電力	通信電力工学 通信電源装置 通信電力設備設計		
◎伝送交換設備及び設備管理		*線路設備及び設備管理	
伝送交換設備の概要	伝送交換設備の構成 伝送交換設備のインタフェース条件 通信品質	線路設備の概要	線路設備の構成 通信品質
伝送交換設備の設備管理	伝送交換設備の設備管理一般 伝送交換設備の維持及び運用	線路設備の設備管理	線路設備の設備管理一般 線路設備の維持及び運用
セキュリティ管理	セキュリティ管理の概要 セキュリティ対策		
◎法規			
電気通信事業法及びこれに基づく命令	電気通信事業法 事業用電気通信設備規則 電気通信事業法施行規則 電気通信主任技術者規則 端末設備等規則 など		
有線電気通信法及びこれに基づく命令	有線電気通信法 有線電気通信設備令 有線電気通信設備令施行規則 など		
電波法及びこれに基づく命令	電波法 電波法施行規則 無線従事者規則 など		
不正アクセス行為の禁止等に関する法律並びに電子署名及び認証業務に関する命令及びこれに基づく命令	不正アクセス行為の禁止等に関する法律及びこれに基づく命令 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令		
国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の概要	国際電気通信連合憲章の概要 国際電気通信連合条約の概要		

情報通信のプロフェッショナル国家資格

☆電気通信主任技術者規則の一部改正(21.6.30)がありました。

- ①線路主任技術者の試験科目の一部改正～「線路設備のセキュリティ管理」が追加されました。
- ②平成21年6月30日以降に実施される試験から「受験による科目合格者に対する試験の免除期間が、試験の行われた月の初めから起算して3年以内に延長になりました。
- ③「電気通信主任技術者の資格者証の交付を受けた者は、事業用電気通信設備の工事、維持運用に関する専門的な知識及び能力の向上を図るように努めなければならない。」という努力義務規定が追加されました。

☆電気通信主任技術者試験は、電気通信事業法第48条の規定により行われる試験です。

- ①伝送交換主任技術者 ②線路主任技術者の二つがあります。

*平成16年3月22日の法改正により伝送交換主任技術者資格証の旧1種・2種の区別は、廃止されています。

なお、第二種伝送交換主任技術者資格者証は、現在でもその監督責任範囲内で有効ですが、スキルアップの為に一部科目免除がありますので、是非受験されますことをお勧めいたします。

☆情報通信ネットワークの安全・信頼性の確保のため「電気通信主任技術者」の役割・責任範囲が拡大しています。

平成18年4月1日の改正・実施により

- ①「電気通信主任技術者資格」は、建設業法上の「主任技術者認定資格」です。

★★★建設業法上の「主任技術者及び監理技術者」につきましては、国土交通省各地方整備局建設部などへお問合せください。★★★

- ②「電気通信主任技術者資格」は、経営事項審査における審査項目の「技術力(Z)」を評価する評点の加点対象です。

平成19年11月21日の改正・実施により

- ①重大な事故報告の際、電気通信主任技術者による確認が要件化されています。
- ②電気通信主任技術者による定期的な事故報告が制度化されています。

☆電気通信主任技術者資格者は、次の国家試験受験の際には、科目免除制度があります。

- ①工事担任者国家試験【総務省所轄—試験実施機関：(株)日本データ通信協会】 (tel 03-5907-5134)
- ②無線従事者国家試験【総務省所轄—試験実施機関：(株)日本無線協会】 (tel 03-3533-6022)
- ③弁理士国家試験(選択科目免除資格—理工V(情報)【特許庁所轄】) (tel 03-3581-1101内2020)

お問合せ先: shiken@dekyo.or.jp tel 03-5907-5134 fax 03-5974-0096

Ⓜ日本データ通信協会電気通信国家試験センター 普及推進課